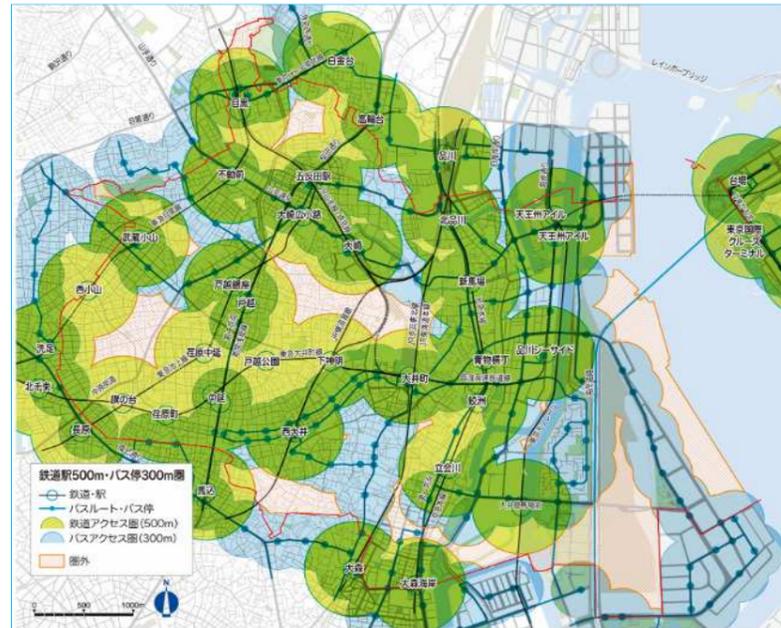


1 地域公共交通について

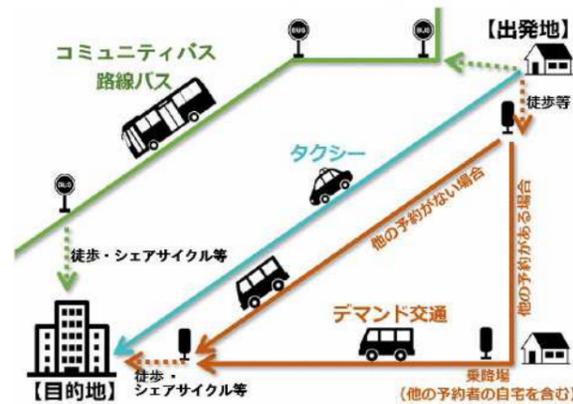
(1) 区の交通の考え方と現状

現状と課題



- 区内は鉄道網は延40駅、バス路線網は60系統が運行しており、交通の利便性が高い状況となっている。
- 一方で、鉄道駅から500m、バス停から300m以上離れている交通サービス圏域外の地区も存在する。

地域公共交通の目標



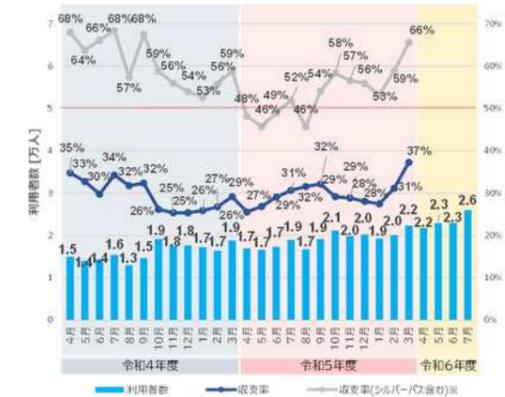
- ① だれにでも利用しやすいサービスの提供
- ② 利便性の高いネットワークの形成
- ③ 安全・安心な利用環境の整備
- ④ 環境負荷の低減や観光施策との連携

- あらゆるひとが快適に移動できるようコミュニティバスやシェアサイクルなどの※フィーダー交通の充実や、水辺や商店街、歴史等の観光との連携が求められている。
- AIオンデマンド交通などの地域公共交通と鉄道等の公共交通をMaaSにより連携・展開させることで、最適な交通手段を選択しながらアクセシビリティを向上させ、出発地から目的地までをシームレスに移動できるような環境を整え、交通課題の解決を図っていく。
- 区は課題解決に向けて、コミュニティバスやAIオンデマンド交通、グリーンスローモビリティの試行運行、実証運行、シェアサイクルの普及促進に取り組んでいる。

※フィーダー交通:幹線(鉄道等)と接続して支線の役割をもって運行されるコミュニティバス、AIオンデマンド交通、シェアサイクル等。

(2) 区の地域公共交通サービス

① コミュニティバス



- 区は令和4年度より、西大井～大森間においてコミュニティバス「しなバス」の試行運行を実施している。
- 「しなバス」の利用者数は増加傾向であり、地域の足として定着されつつあるものと推定される。
- 一方で、収支率は、令和5年度において、シルバーパス無しで約3割、シルバーパスを加味して約5割の状況である。
- 利用者増と収支率の改善のため、運行改善策を引き続き検討していく。

② AIオンデマンド交通

運行想定地区



アプリ画面例



- 区は、令和7年度に荏原地区において、有償での実証運行を開始予定。
- 「ちょい乗り」による地区内の短距離の移動支援を行う。
- 地域の交通サービス圏域外の解消に加えて、福祉的な視点からの有用性等の検証を行う。
- 23区では、6区で実証運行の実績がある。

③ グリーンスローモビリティ



- 区は、令和6年10月～11月に、北品川～天王洲地区において、無償での実証運行を2か月間実施。
- 観光交通として、子供から高齢者まで幅広く利用されている。
- 23区では、5区でグリーンスローモビリティの実証運行の実績がある。

④ シェアサイクル

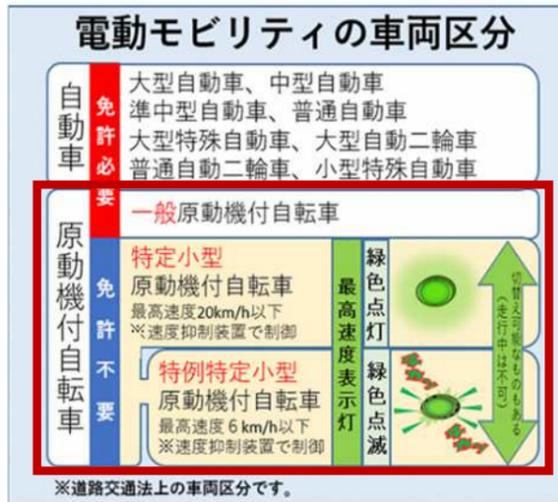


- シェアサイクル事業者と協定を締結し、区は主に普及・啓発を担っている。
- サイクルポートは108か所、自転車は762台、区内に配備されている(令和6年9月末時点)。
- サイクルポートの配備状況は品川地区、大井地区、大崎地区に広く分布しているが、荏原地区の配備が少ない状況である。
- 23区のうち15区が広域連携し、区をまたいだ利用も可能となっている。

2 電動モビリティの交通事故防止対策

(1) 電動モビリティ概要

① 電動キックボードとは



※赤枠内は、電動キックボードが該当する区分。



② モペットとは

- ペダル及びモーターを備える車両のうち、スロットルが備えられ、モーターのみで走行可能なもの。
- 一般原動機付自転車に該当
 - 原付免許、ブレーキランプ、ウィンカー、バックミラー、ナンバープレート、自賠責保険、ヘルメット着用等の遵守事項あり。
 - 令和6年11月1日の道路交通法改正により、ペダルをこがなくてはならないモードでも、一般原付と同じ取扱いとすることが明文化された。



(3) 交通事故防止に向けた取組

① 現状の対策

- 自転車安全利用指導員による現場での指導・啓発



自転車安全利用指導員が交差点等で自転車に対する指導・啓発活動中に、電動キックボードの走行を認められた際には、ルールの順守やヘルメットの着用等についての啓発を行っている。

- 街頭交通安全啓発キャンペーン



区内警察署との合同キャンペーンでは、駅頭や交差点等において、通行する若者を中心に、自転車の安全利用と併せて電動キックボード等に関する啓発を行っている。

- SNSによる情報発信



区公式Xやフェイスブック等において、自転車・電動キックボード及びモペットについての安全利用情報を発信している。

(2) 現在の状況

① 電動キックボードポート設置箇所(令和6年11月時点)

品川区209箇所
 ※ 近隣区 目黒区266箇所 大田区229箇所 港区297箇所

② 特定小型原動機付自転車登録台数(令和6年11月時点)

区内登録台数164台

③ 交通事故発生状況(令和6年9月末現在 警視庁暫定件数)

- 電動キックボード(特定小型原付に限る)：都内177件 区内12件
 【事故事例】 電動キックボードが一車線道路を右折しようとしたところ、後方から来た軽トラックと衝突したものの。
- モペット：都内25件 区内1件(昨年11月発生)
 【事故事例】 信号のない交差点を直進しようとしたモペットと自転車が出会い頭に衝突したものの。

② 今後の対策

- 自転車安全利用指導員による指導は、本事業開始当初は自転車のみで、電動モビリティに対する指導は想定していなかったが、区内でも利用が増加し、マナーの悪さも指摘されていることから、今後は、さらに指導・啓発を強化していく。
- SNSだけでなく、各種メディア等を通じて、より多くの区民に対して啓発を行う。
- 税務課と連携を取り、個人所有の電動キックボードの登録に来た区民に対して、安全な乗り方を教示する。
- 電動キックボード利用時におけるヘルメット着用の促進に向け、自転車用ヘルメット購入助成と合わせて啓発を行っていく。
- 事業者および警察署と連携し、企業や高校生等に対する乗車体験による実践的な安全教育を推進する。